

（１）重要経済安保情報の指定・管理・解除

- 対象となる情報は政府保有情報とされているが、この中でも特に国家として厳格に保全すべき情報に限定すべき。
- 重要経済基盤保護情報の範囲については、各省庁の検討内容を踏まえて検討したほうが効率的かと思う。

（２）適性評価・調査、目的外利用の禁止

- 企業や私人が有する固有の法的地位や権利利益をどのように考慮するかが重要。特に適性評価の実施はプライバシーの配慮が問題になるが、例えば、特定秘密保護法の方でも質問票の内容等が既に出ており、それと比較してどのように内容を十全なものにしていくかが問題になる。また、クリアランスが通らなかった場合の理由の通知は、一定程度充実させることによって、適性評価における慎重な判断が担保され、制度の透明な運用が図られるのではないかと。
- 従業者に対する研修教育が重要。特定秘密保護法の関連では今年度自衛隊で漏えい事案が発生しており、この研修教育は秘密の保全のみならず、民間の方を保護するという観点から、できるだけわかりやすい教育研修に留意する必要。
- 労働者がきちんと予見できることと、適正に運用がされること、それから、労使両者の理解の下で労働者の保護が図られること、こうしたことが運用基準の中で明確になることが大変重要。
- クリアランスを保持することに対する国民的な理解を促すためにも、クリアランス保持への評価と課される負担、さらには処遇との関係などについても一定のガイドラインなどが示せるとよい。
- 評価対象者の範囲について、情報を取り扱う「見込みのある者」とはどこまでの範囲を指すのか、今後議論を詰めていく必要。
- 目的外利用の禁止は、境界線を引くのがなかなか難しい。ネガティブリストでやってはいけないというもののある程度列挙しても、限界事例等色々迷いが出てくると思う。このようにしていれば通常は問題ない、といったセーフハーバー的なものもこの会議で示せば、事業者も安心感を持って目的外利用の禁止にきちんと対応できるのではないかと。
- 一元的な調査機関が一括して個人情報を取り扱うことになるが、この調査機関での守秘義務の担保をどうしていくのか、また、適合事業者がこの個人情報を知り得ることのない仕組みをどう担保していくのかについても、議論を深めていくべき。
- 調査の結果が本人に通知されないケースが実際にあると聞いている。例えば、一定期間を定めておき、その期間が来ても調査が継続しているのであれば、途中経過を事業者と本人に通知するなど、一定の予見が図れるような対応が必要。

（３）適合事業者の認定

- 適合基準者の支援のあり方等についても、運用基準の中で、何らか示せると良い。
- 適合事業者の認定については、対外的に国際的にも通用するという観点が非常に重要。
- 「適合性認定後の事情変更があった場合の取扱い」について、仮に事情変更によって適合事業者の認定が見直されるようなことになった場合に、その事業者の下で取得したクリアランスの取扱いがどうなるのかという懸念の声もある。ポータビリティの範囲などについても明らかにしていく必要。

（４）その他

- 特定秘密制度とのシームレスな運用は非常に重要。特定秘密保護法の運用基準の見直しも非常に重要であり、そこでの情報も本会議でインプットしてほしい。特定秘密制度の運用状況をベースに議論したほうが効率的な部分もある。
- 運用基準の策定に当たっては、適宜例示等を用いて民間関係者、一般国民にわかりやすい構成、表現を用いることが必要。
- 一般の方の理解が進まず誤解を受けることも考えられるため、対外的なコミュニケーションのあり方は非常に重要。
- これまで誰も気づかなかった論点はあまり残っていないと思うが、細部も議論が行くに従って出てくる可能性もあるので、目配りをしながら議論したい。